

判例研究

動産所有権留保の法律構成と集合動産譲渡担保との優劣

——最2小判平成30年12月7日
 (1)
 (民集72卷6号1044頁)を素材に——

田 中 淳 子

- 1 はじめに
- 2 事実の概要と判決
- 3 理論的検討
- 4 本判決の評価

1 はじめに

所有権留保とは、売買代金の完済前に売買目的物が買主に引き渡される売買契約において、未払いの代金債権を担保する趣旨で、特約などにに基づき、売主が、代金の完済までその目的物の所有権を留保することをいうと一般的に理解されている。⁽²⁾ 売買代金の債権回収の方法には、契約を解除し損害賠償を請求(541条、545条)することや売買先取特権(311条5号、321条)を行使することができるが、売買目的物が第三者に処分されると取り返すことも転売代金債権に代位することも困難(例えば、330条1項、333条、304条1項ただし書き等)なため、取引実務において確実な債権回収を実現するため編み出された方法である。民法において直接的・具体的な規定が置かれているものではない。判例は、代金債権と目的物との対価の牽連性が高いことから他の債権者に優先して目的物の価値から弁済させることが当事者の合意と債権者の衡平に適うとして、これまでも有効な契約として認めてきた。取引実務においては、継続的な供給契約に基づき集合動産に担保権を設定したり、加工・製造され製造物の一部として第三者に売却されることを前提とした動産に担保権が設定される等、近年、所有権留保の対象となる目的物の種類・契約の内容が多様化・複雑化(例えば、割賦販売により売主⁽³⁾ではない信販会社等に買主の購入した動産の所有権が留保されることもある)⁽⁴⁾している。したがって、所有権留保権の法律構成や担保権者間の優劣基準等いまだ理論的問題点が多い。⁽⁵⁾

このような中、近時、金属スクラップ等の継続的な動産売買契約において目的物の所有権が売買代金の完済まで売主 Y に留保される旨が定められた事案に対し、その後、当該金属スクラップ等に集合動産譲渡担保権を X が設定したとしても、買主 A が保管する金属スクラップ等を含む在庫製品等の所有権は完済されるまで売主 Y に留保されており、売買代金がいまだ完済されていない以上、目的物の所有権は売主 Y から買主 A に移転しておらず、X は譲渡担保権の効力を及ぼすことができず、X が Y に主張する不法行為は成立しないと判断した最高裁判決が出された。事例判決であるとされるが、最高裁が所有権留保の法律構成について「代金完済まで所有権は買主に移転しない」立場に立つことを明らかにした。これにより当該目的物の取引に関与したい第三者は、当該動産について完済の有無を確認する等の慎重な取引が求められることになることから、本判決は取引実務においても注目されている⁽⁷⁾。

今日の学説の中には、所有権留保の法的構成を所有権の帰属の在り方のみをもって、一義的に個別の問題の結論を導くことができるものではない、という指摘がある⁽⁸⁾。本判決の争点に対する理論構成の可否を通じ、所有権留保をめぐる問題、特に、第三者との優劣を判断する場合の具体的基準について検討を行うことにしたい。

2 事実の概要と判決

2-1 事実の概要

中小企業等への融資等を主たる事業とする金融機関である X（株式会社商工組合中央金庫：原告・控訴人・上诉人）は、自動車部品等の製造、販売等を主たる事業とする会社 Y（矢崎総業株式会社：被告・被控訴人・被上诉人）に対し、以下の訴えを提起した。

金属スクラップ等の処理、再生、販売等を主たる事業とする会社 A（美崎産業）が、Y との間で平成22年3月10日、Y が A に対して金属スクラップ等を継続的に売却する旨の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。本件売買契約には、次のような定めがある。Y から A への目的物の引渡しは、原則として、A が Y の子会社から定期的に目的物を収集することにより行われる。A は、Y から引渡しを受けた目的物を受領後速やかに確認して検収する。Y は、検収に係る目的物について、毎月20日締めで代金を A に請求し、A は、上記代金を翌月10日に Y に支払う。目的物の所有権は、上記代金の完済をもって、Y から A に移転する（以下、この定めを「本件条項」という。）。

Y は、A に対して、本件売買契約に基づき売却した金属スクラップ等の転売

を包括的に承諾しており、Aは、Yから当該金属スクラップ等の引渡しを受けた直後にこれを特定の業者に転売することを常としていた。XとAは、平成25年3月11日、極度額を1億円として、Aからの個別の申込みに応じてXがAに融資を実行する旨の契約を締結し、上記契約によりXがAに対して現在及び将来有する債権を担保するため、Xを譲渡担保権者、Aを譲渡担保権設定者とする集合動産譲渡担保設定契約（以下「本件設定契約」といい、これによって設定された譲渡担保権を「本件譲渡担保権」という。）を締結した。本件設定契約には、次のような定めがある。譲渡担保の目的は、非鉄金属製品の在庫製品、在庫商品、在庫原材料及び在庫仕掛品（以下、これらを併せて「在庫製品等」という。）で、Aが所有し、静岡県御殿場市内の工場（以下「本件工場」という。）及び精錬部で保管する物全部とする。本件設定契約の締結の日にAが所有し上記の保管場所で保管する在庫製品等については、占有改定の方法によってXにその引渡しを完了したものとす。上記の日以降にAが所有権を取得することになる在庫製品等については、上記の保管場所に搬入された時点で、当然に譲渡担保の目的となる。本件譲渡担保権に係る動産の譲渡につき、平成25年3月11日、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律3条1項に規定する登記がされた。

Yは、平成26年5月20日までにAに対して本件売買契約に基づき売却した金属スクラップ等については、一部を除いて、同年6月10日までにAから代金の支払を受けた。Yは、平成26年5月21日から同年6月18日までに、Aに対し、本件売買契約に基づき、金属スクラップ等を売却した。Aは、平成26年6月18日、Yを含む債権者らに対して、事業を廃止する旨の通知をしたが、Yは、同通知の時点で、前記の期間に売却した金属スクラップ等について代金の支払を受けていなかった。Yは、平成26年11月、Aを債務者として、本件工場で保管されている金属スクラップ等につき、本件条項に基づき留保している所有権に基づき、動産引渡断行の仮処分命令の申立てをし、平成27年1月13日、上記申立てを認容する旨の決定（以下「本件仮処分決定」という。）がされた。Yは、平成27年1月20日及び21日、本件仮処分決定に基づき、本件工場で保管されていた金属スクラップ等（10万7582キログラム）を引き揚げ、その頃これを第三者に売却した。なお、上記金属スクラップ等の一部には、AがYに対して代金を完済したものが含まれていた（以下、上記金属スクラップ等のうち上記の代金の完済に係るものを除いたものを「本件動産」という。）。

本件は、Xが、Yの設定した所有権留保契約は担保的構成に立ち（森田修教授による意見書が提出され、この見解について一審裁判官は応接するものの、主張する担保的構成は採用しないと判断）、Yによる金属スクラップ等の引揚げ及び売却がX

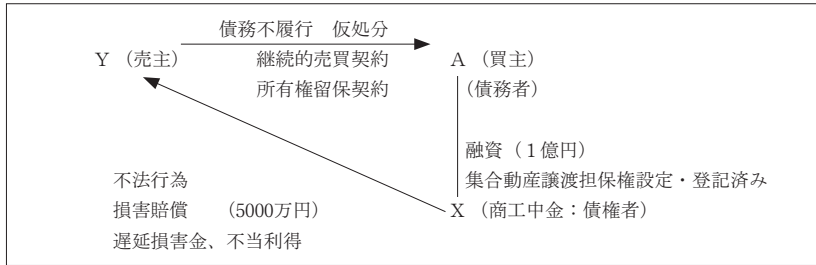
に対する不法行為に当たるとして5000万円の損害賠償金及び遅延損害金の支払を請求し、また、これによってYが得た利益は不当利得に当たるとして同額の不当利得金の返還及び民法704条前段所定の利息の支払を請求したところ、一審(東京地判平成28年4月20日金判1562号33頁)⁽¹⁰⁾は、YとAとの本件売買契約において、AがYに対する代金が完済されるまでAに目的物の所有権は移転しない(所有権構成)と明確に定められており、本件代金が完済されていない本件動産に係る部分の所有権をAが取得していないため、Aが所有していない部分のXの譲渡担保は無効であり、XとYが対抗関係に立つものではないとしてXの請求をすべて棄却した。そこで、Xは、倉庫には、代金支払い済み動産と未払い動産が混然一体となって保管されていたため、どの在庫商品が所有権留保の対象となるが特定されておらず、本件所有権留保は無効であると主張したが、控訴審(東京高判平成29年3月9日金法2096号71頁)⁽¹¹⁾も基本的には一審判決と同様、AY間の契約では、「売買目的物の所有権の移転時期を代金完済時と明示的に定めるものであり」、Aへの所有権移転(物権変動)の効力自体を代金の完済に係らしめるとし、被担保債権が存在している範囲についてAに所有権が移転していないため目的物に対するXの譲渡担保は無効であるが、一部代金支払済み動産の数量及び価格について証拠調べの結果を踏まえ、差し押さえた動産の内、代金支払済み動産が存在することは認められなかったが、177万円余の損害額(仮処分決定の執行後、代金回収済み動産をYが第三者に売却処分した相当額)を認定し、この範囲で原判決を変更し、Xの不法行為に基づく損害賠償請求及びその遅延損害金請求の限度で認容した(なお、判決文中では当該AY間の契約を「担保的構成」とし、XY間を対抗関係に立つと理解することも理論的には「不可能ではない」とし(対抗要件の有無で優劣を決する可能性を指摘しているが、結果として、これまでの最高裁の立場(最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁)と同様、占有改定による引渡しをした所有権留保権者は常に動産売買先取特権者に劣後するようでは、動産売買に係る与信取引を急激委縮させてしまい、そのような利益衡量は適切ではないとの立場を示し、仮に対抗関係に立つとしても、未払債権が回収されていなければ範囲で所有権がYからAに移転していない以上、対抗関係として対抗要件の有無によって優劣を決してもXが取得した対抗要件の範囲には含まれていない等説示した。また、Yが転売の承諾を与えている場合の第三者との優劣は、即時取得や信義則違反によって対応可能であり、所有権がYに留保される法律構成に影響はないとした)。

これに対し、Xは、一審、原審同様、AY間で売買代金の弁済を確保するために締結された本件売買契約では、目的物の売却によって所有権はいったんYからAに移転し、その後Yには担保権が設定されたものとみるべきであるにもか

かわらず、譲渡担保を設定した X が Y に対して主張できないとした原審の判断には、法令の解釈の誤り、判例違反があるとして上告したのが本件事案である。

【参照条文】 民法176条、民法369条（なお、一審は709条も）

●事実関係図



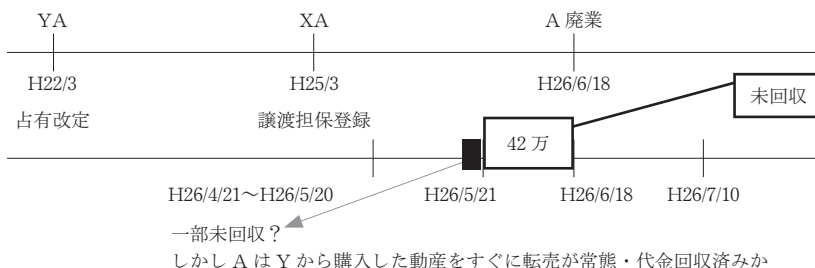
●時系列表

①	平成22年3月10日	YA間 所有権留保契約 (21日から翌月20日に納入された物の代金を、納品された物で担保し、Aの代金支払完済をもって所有権移転)
②	平成25年3月11日	XA間 集合動産譲渡担保契約 (A工場内保管在庫製品等、占有改定、在庫は倉庫搬入時に担保目的となる約定)・登記
③	平成26年6月18日	AがYら債権者に事業廃止通知 (YはAに対する平成26年4月21日～5月20日の一部、5月21日～6月18日の全期間の売買代金未回収)
④	平成26年11月 平成27年1月13日	Yによる動産引渡断行の仮処分命令の申し立て 前記申立て認容
⑤	平成27年1月20日、 21日	④の決定に基づきA工場保管在庫動産引き上げ。命令後、Yは第三者に動産の一部 (代金回収済分を含む?) を売却

●所有権留保の法律構成と譲渡担保の優劣

属性		売主・所有権留保権者	買主	譲渡担保 (権者)
物の占有		特約・占有改定	○	占有改定・登録 (特例法)
法律構成	留保構成	所有権は留保◎		
	移転・設定	留保所有権設定 ←	所有権 →	譲渡担保設定
		H22/3 契約	H26/6/18 事業廃止	H25/3 担保 対抗要件◎

特約：毎月 21 日から翌月 20 日までを一つの期間 支払いは翌月 10 日



★H26/4/21～H26/5/20 期間に引き渡された物の支払い日は H26/7/10 (予定)

● AY 間の「本件売買契約」中の「所有権留保特約」の法律構成

X の言い分	Y の言い分・最高裁
Y には担保権	Y に所有権

●各審級の特徴

		AY 間の「本件契約」における所有権留保特約の法律構成
一審	X の請求棄却	継続的に取引債務発生、被担保債権存在、 所有権は Y (代金完済部分と未完済部分の見分けが困難なことが理由か)
原審	変更・一部認容	担保的構成の可能性検討 (対抗関係に立つ理論的構成の可能性を指摘したが否定)、実質的債権回収売済分を含み 第三者へ売却・処分した部分が不法行為として X の請求認容)
最高裁	棄却・確定	原審同様、 約定の期間の売買代金が完済まで所有権は Y

2-2 判決

上告棄却 「本件売買契約は、金属スクラップ等を反復継続して売却するものであり、本件条項は、その売買代金の支払を確保するために、目的物の所有権がその完済をもって Y から A に移転し、その完済までは Y に留保される旨を定めたものである。

本件売買契約では、毎月21日から翌月20日までを一つの期間として、期間ごとに納品された金属スクラップ等の売買代金の額が算定され、一つの期間に納品された金属スクラップ等の所有権は、上記の方法で額が算定された当該期間の売買代金の完済まで Y に留保されることが定められ、これと異なる期間の売買代金

の支払を確保するためにYに留保されるものではない。（本件特約）上記のような定めは、売買代金の額が期間ごとに算定される継続的な動産の売買契約において、目的物の引渡しからその完済までの間、その支払を確保する手段を売主に与えるものであって、その限度で目的物の所有権を留保するものである。

また、Yは、Aに対して金属スクラップ等の転売を包括的に承諾していたが、これは、YがAに本件売買契約の売買代金を支払うための資金を確保させる趣旨であると解され、このことをもって上記金属スクラップ等の所有権がAに移転したとみることはできない。

以上によれば、本件動産の所有権は、本件条項の定めどおり、その売買代金が完済されるまでYからAに移転しないものと解するのが相当である。したがって、本件動産につき、Xは、Yに対して本件譲渡担保権を主張することができない。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる」とした（下線部引用者）。

3 理論的検討

3-1 本判決の位置づけと射程

所有権留保の法律構成に関する立場を大別すると、① 制約のない所有権が文字通り留保売主に留保されると考える立場（所有権的構成⁽¹²⁾）、② 基本的には、①と同様買主に所有権の移転はしないが、売主に留保された所有権が帰属する立場（留保構成⁽¹³⁾）、③ ①②と異なり、売買契約時に所有権は買主に移転するが、債権担保のために所有権を売主に留保する合意を重視し買主から売主に対し担保権（例えば、譲渡担保のような担保権⁽¹⁴⁾）の設定がなされるとする立場（担保権的構成、設定・移転構成⁽¹⁴⁾）がある。今日、契約当事者の合意が担保であることを踏まえ、②の立場と③の立場が対立している（詳細は後述）。しかし、判例は②、③いずれの立場を採用するかについてこれまで必ずしもその立場を明らかにしてこなかった。

特に、本件は、買主Aが引渡しを受けていた目的物が流動集合動産に譲渡担保権が設定されたため、所有権留保権者Yと譲渡担保権者Xという担保権相互間の優劣について問題となった。本判決は、目的物の所有権は売買代金完済まで留保売主に帰属しているとする②の法律構成を採用し、結果として所有権留保権者が後に登場した集合動産譲渡担保権者と対抗関係に立つことはないことを明示した点重要な意義を有するといえる。

すでに公刊された本判決の評釈においても、本件が②の立場を採用した理由について「本件の事案的特徴」が影響を与えていると指摘されている⁽¹⁵⁾。すなわち、

本件事案では（１）継続的な動産売買であるが、所有権留保の目的物の範囲、被担保債権である売買代金債権の範囲が契約において特定されていること。すなわち、所有権の移転時期も契約時に明示されていること、一つの期間ごとに納品された動産の売買代金額が算定され、一つの期間に納品された金属スクラップ等の所有権が留保されるということが特約内容となっている。期間ごとに目的物と担保権の牽連関係を考えることが可能となる契約であり、②留保構成に整合的であること、（２）集合動産譲渡担保権者 X の債権が当該集合物（担保目的物）に対し直接的な牽連関係がない（融資の担保の一つとして当該集合物が存在しているに過ぎない）⁽¹⁶⁾ことを踏まえて評価すべきである。したがって、本判決は、特定の期間に納品された動産（種類物）は所有権留保の効力が及ぶが、それ以外の期間には当然に効力を有するものではない（「売主と買主との間の売買代金債権がすべて完済されるまで売買契約に基づいて売主が買主に引き渡した全ての目的物の所有権が留保されるとの定め（いわゆる根所有権留保の合意）がされた場合についてまで、留保構成をそのまま採るとはいえない」⁽¹⁷⁾）。また、（３）転売の合意・承諾がある場合でも、A には所有権が移転するものではなく、資金回収のために通常業務の取引を継続させるための合意でなければ、売主に所有権が留保されている解することはできない⁽¹⁸⁾。以上の点から、本判決は、本件の事案的特色を踏まえた事例判決であり、本判決の射程は限定的といわれ、所有権留保一般において、②留保構成立場を採用したものとは言えないとの評価が多い。しかし、取引実務では、本件のような特約を締結することが一般的であり、単純な事例判決との評価に留めることにも疑問が残る。以下、理論的現況を整理し、本判決の当否について検討をすることにしたい。

3-2 所有権留保の法的構成と対抗要件をめぐる理論的状況⁽¹⁹⁾

3-2-1 学説と判例の理解

① 制約のない所有権が留保売主に留保されると考える立場（所有権的構成）がある。割賦払約款付売買では代金完済されるまで所有権は売主側に留保される「特殊な売買」として有効であり、割賦払いの場合は明示の特約がなくとも一般的に売主側に留保されると推定するのが慣行に適するとし、買主は、代金を完済した時にはじめて所有権を取得でき、売買契約時には債権的な期待権を取得するだけであると考えられる立場である（我妻説他）⁽²⁰⁾。この立場によれば、所有権を有さない買主の処分行為によって取得した第三者が横領罪になると解することになる（大判昭和 9 年 7 月 19 日刑集 13 巻 1043 頁）。

② ①の立場を踏まえ、買主に所有権の移転はしないが、売主に留保された所有権は、あくまでも債権担保の目的に限定された（制約がある）ものであり、

売主から買主へは物権的な期待権の設定があるとする立場（名称について「所有権的構成」、「留保構成」、「物権的期待権説」と呼ぶ⁽²¹⁾）がある⁽²²⁾。形式上、目的物の所有権は、代金完済まで売主に留保され、完済時まで売主に移転しないため、あらたな物権変動の発生を観念できないので対抗関係は生じない。したがって、売主である留保所有権者は、代金完済がなされていない場合は譲渡担保権者に自己の所有権を主張することができる。この立場が判例（最2小判昭和58年3月18日金法1042号127頁）、学説（多数説・通説的）の立場とされている。また、実務もこの立場に立っていると考えられる。近時、②の立場に立ちながら、譲渡担保と所有権留保の相違を踏まえ、両者が競合した場合、常に対抗要件なく所有権留保が優先することに疑問を呈し、所有権留保では売主から買主への所有権移転は観念できないが、「担保権」として制約された権利の移転は観念できるため、この場合の「所有権」から「担保権」への変容が一種の物権変動の発生とみなし、対抗関係が成立するため対抗要件が必要とする立場（結果として、この立場にたっても、買主に処分権限がないため、第三者が権利を取得することはないため、留保所有者（売主）が優先する、ということになる。このように考えても実際の倒産手続き前の段階では留保所有権者の対抗要件具備との先後等によって処理すべき問題は殆ど生じないと解⁽²⁶⁾する）も登場している。

③ ①②の立場とは異なり、売買契約時に所有権は買主に移転するが、所有権留保の合意は、債権担保のために所有権を売主に留保するにすぎない点を重視し、買主から売主に対し担保権（例えば、譲渡担保のような担保権⁽²⁷⁾）の設定がなされるとする立場（名称については、「担保権的構成」⁽²⁸⁾、「譲渡担保類推説」と呼ばれたり、あるいは設定・移転構成⁽³⁰⁾と呼ばれる）がある。この立場の場合、買主に引き渡された目的物の「所有権」は、代金完済がなくても買主に移転していることになるため、売主の元にある目的物は買主の所有物となる。そのため所有権を取得した買主を起点として、留保所有権の設定・移転と譲渡担保権者への担保権の設定・移転という担保物権の二重譲渡が生じることになるため、第三者との対抗問題が発生する可能性があるとし、対抗要件（公示機能に代わる方法も含む）を必要とする立場である⁽³²⁾。

3-2-2 近時の裁判例の動向との関係

近時、自動車売買契約について立替払いをした信販会社が、販売会社が留保していた自動車の所有権の移転を受けたが、購入者に再生手続きが開始した時点で自動車登録を受けていない場合、信販会社は所有権留保を別除権として行使⁽³³⁾することが認められかが争われた事案（最2小判平成22年6月4日民集64巻4号1107頁。以下「最判平成22年」とする。）に対し、最高裁が、「目的物（自動車）の所有権の移転を受け、これを留保することを合意した・・・留保所有権」を売主（販売店）

は取得しており、買主に再生手続きが開始された時点で信販会社を所有者とする登録がされない限り、信販会社は留保所有権を別除権として行使することは許されないと判断した。最判平成22年は、立替払者による留保所有権の取得に関する事案であり、破産法49条1項、民事再生法45条に基づき別除権を売主に主張する場合には一般債権者と別除権者との衡平を図る観点から「登記、登録」が必要であるとする、倒産手続きにおける判断であり、所有権留保一般の法律構成⁽³⁴⁾について②・③のいずれの立場を採用するかについて明示したものではない。しかしながら、最判平成22年が、所有権留保の物権変動の形式、「対抗問題」(民法、特別法上)の対抗要件の要否について判断し、その後の下級審においても同様の立場(破産・再生手続において登録制度を有しない一般の動産について所有権留保を設定した売主が留保所有者として別除権を行使する場合、対抗要件として占有改定(183条)を必要とする立場⁽³⁵⁾)を示していること⁽³⁶⁾から、本件でも対抗要件の要否の議論に踏み込んだ判断がなされるか関心が集まっていた⁽³⁷⁾。

本件は、倒産手続き開始されていない事案であり、担保権者相互の優先関係を規律する場面であったが、特約も明確であることから、未払い債権が存在している間は、売主から買主に所有権は移転しないため、集合動産譲渡担保権者とは対抗関係に立たず、対抗要件の要否について直接的・具体的な判断しなくとも、これまでの通説的立場、実務の立場を踏襲し、②の立場に立って判断することが可能であったといえる。さらに、③の立場に立ったとしても、本件譲渡担保権者が対抗要件だと主張する占有改定は、公示機能を果たしていないため、対抗要件とは言えないとし、本件対抗要件なき物的動産担保物権の問題と考え、物権法の原則により所有権留保⁽³⁸⁾が優先するのは当然である、とし本判決と同様の結論を導くことも可能である。

3-2-3 問題点

「所有権留保」⁽³⁹⁾の法律構成をめぐる理論的な整理をする際、注意すべき点があるとの指摘がある。一点目は、「所有権留保」契約の理解についてである。所有権留保とは「弁済期が契約及び売買契約目的物の占有移転の時期より後の時点で定められた場合には、その代金債権を担保するために、代金債権について支払いが完了するまで目的物の所有権を売主のもとに留保する」特約である。「被担保債権(代金債権)と担保目的物(売買目的物)の間に密接な関係がある」ことが前提である。自動車の立替払契約も信販会社がいったん売主から自動車の所有権を取得し、それが買主に移転し自動車購入代金に対する「立替金請求権」を担保するために所有権を信販会社が留保している場合でも債権と目的物の牽連性は強いといえる。しかし、売主から信販会社に所有権が移転し、立替金が完済されて初めて買主に所有権が移転する場合は、買主の所有権が信販会社に留保されている

わけではないので、前述の「所有権留保」とは異なる（例えば、ディーラーから所有権留保で自動車を購入したサブディーラーから購入したユーザーとの関係（最3小判昭和56年7月14日 集民133号271頁）。二点目は、一点目を踏まえ、契約内容に適合的な効果を個別に検討する必要性についてである。所有権留保契約において留保所有者の権利・義務を弁済期の一時点をもって形式的・画一的に明示できるか。この点について、自動車立替契約における所有権留保の効力をめぐる最高裁判決は、「留保所有者は、残債務弁済期が到来するまでは、当該動産が第三者の土地上に存在して第三者の土地所有権の行使を妨害しているとしても、特段の事情がない限り、当該動産の撤去義務や不法行為責任を負うことはないが、残債務弁済期が経過した後は、留保所有権が担保権の性質を有するからといって上記撤去義務や不法行為責任を免れることはない」と解するのが相当であるとしている。なぜなら、上記のような留保所有者が有する留保所有権は、原則として、残債務弁済期が到来するまでは、当該動産の交換価値を把握するにとどまるが、残債務弁済期の経過後は、当該動産を占有し、処分することができる権能を有するものと解されるからである。もっとも、残債務弁済期の経過後であっても、留保所有者は、原則として、当該動産が第三者の土地所有権の行使を妨害している事実を知らなければ不法行為責任を問われることはなく、上記妨害の事実を告げられるなどしてこれを知ったときに不法行為責任を負うと解するのが相当である」とする（最3小判平成21年3月10日判タ1306号217頁）。これまでの判例の立場をみてみると、少なくとも、債務の弁済期の一時点をもって、留保所有者の権利・義務（法律効果）が即断されるものではなく、契約内容と契約の履行状況をふまえ適合的な法律効果を導いていると理解することができる。

●法律構成

売主に留保される権利	①の立場 所有権	②の立場 担保目的に 制限された所有権	③の立場 担保物権と しての留保所有権
買主の占有・利用	債権的使用権	売買契約により自己の物として使用権	所有権者として占有・利用可能
買主の弁済の効果	所有権取得に対する債権的期待権	所有権取得に対する物権的期待権	売主の権利が消滅負担無き所有権○
買主（所有権留保）を第三者に対抗する場合：対抗要件の要否	不要：買主に所有権移転ない	不要：代金完済まで買主に所有権移転ない この立場に立ち、所有権から担保権への変容が物権変動、対抗関係成立	要：売買契約時に買主に所有権移転： 買主を起点に売主には留保所有権設定 VS 第三者には譲渡担保権設定 占有改定 ⁽⁴⁰⁾ 、慣習法 ⁽⁴¹⁾ （明認方法 ⁽⁴²⁾ ）登録制度のある動産（ex. 自動車）

占有・利用	買主：債権の使用権	売主：担保権（価値のみ把握） 担保目的の範囲内でのみ可 買主：占有・無償利用可能 譲渡不可（合意・信義則） 担保価値保持義務（善管注意義務）
-------	-----------	--

4 本判決の評価

4-1 所有権留保の法律構成について

前述したように、本件は、いまだ倒産手続きが開始されていない段階での留保所有権者の売却・処分行為であること、未払い債権が残存しており、所有権留保設定契約後に登場した占有改定の方法による譲渡担保権者との優劣の問題であること等を総合的に考慮し「売買代金の額が期間ごとに算定される継続的な動産の売買契約において、目的物の引渡しからその完済までの間、その支払を確保する手段を売主に与えるのものであって、その限度で目的物の所有権を留保するもの」と判断している。

本判決も含め、前述したこれまでの判例においても、所有権留保契約の効力が、所有権の帰属の在り方のみで、具体的な個別の問題の結論が一義的に導かれているものではないと考える⁽⁴³⁾（例えば、登録制度が存在する自動車の割賦販売事例では、代金完済した消費者とサブディーラーとディーラーの関係性や実質的な業務内容等を総合考慮した事案等）。学説においても「目的物に係る登録制度の有無や所有権留保設定合意の内容の相違等に着眼⁽⁴⁴⁾」して結論づける立場も登場している。判例・学説の傾向は、具体的にどのような紛争の局面の問題を解決しようとしているのかということ意識せず法的性質に関する議論のみでは合理的な結論を導くことは困難であると考えているといえよう（もちろん、所有権の帰属を確定することを放棄するものではない）。

仮に、学説②の立場に立ち、所有権が買主に移転していない、という構成に立たない限り本判決と同様の結論が導けないのか。この点について、「所有権が売主から買主に移転しないと対抗要件として『占有改定』が必要であるとの説明ができない」との指摘もあるが、所有権が移転しない②の立場に立ちながら、対抗要件を必要とする立場も登場している⁽⁴⁵⁾。実務の視点からは、本件のように、すでに倒産手続きを取らなければならない状況下は、「平時」ではないとし、倒産局面に入っていると同様の対応が必要であることから、権利主張をする場合には対抗要件が必要であるとし、倒産手続きと同様、所有権留保を別除権として捉え、これに何らかの公示が必要であるとする考え方も示されている。これに対し、所有

権留保の理解を「平時」と「倒産時」と区別するのではなく、所有権留保条項の具体的な理解によって所有権の構成か担保的構成か、取戻権が別除権かを考えるべきとの考え方も示されている⁽⁴⁷⁾。

本判決も所有権留保が、所有権の移転の有無を形式的に確定し、結論づけているのではなく、契約の内容、契約の履行状況、権利帰属を争う相手方の実態等も含めた総合的な実質的判断により結論づけている点においては、本判決に対する多くの判例評釈と同様、本稿においても評価したい。

4-2 理論構成と具体的な考慮要素

取引実務からすれば、製造業者が原材料を購入する際に締結する「売買契約」では、買主は、売主から原材料の所有権を取得することが前提であろう。売主も目的物を売却することが売買契約の合意内容であると考えられる。もちろん、売買契約成立によって発生した債権を確実に回収のため、売主が債権者として、買主が債務者として、本件のように所有権留保設定契約（担保権設定契約）を締結することも通常なされる有効な契約といえよう。実務においても、原材料を供給する際、それが加工、転売されることが前提となっている場合、特約（約款）として（a）加工条項や（b）転売代金債権の譲渡条項が入れられるが、（a）は確かに加工された生産物の所有権は依然として売主に帰属する旨の特約である。しかし、これらの特約は業界ごとに作成されている取引約款に入っているため取引に関わる関係者においては公知性がある、また、（b）も将来債権譲渡が有効（動産・債権譲渡特例法8条2項4号）であるため、各契約条項に則り法効果を当事者、第三者に主張することができる⁽⁴⁸⁾と考えられる。

仮に、このような明確な特約条項がない場合であっても、例えば、当事者の契約内容、契約目的に合致した担保の実態の存否、目的物と債権の牽連関係の強弱、紛争当事者の属性、目的物の特性とそれに応じた公示手段（不動産登記法・特別法等の制度化されたもの）の有無（その成立要件の充足の有無）、事案本件のように「転売」を容認している場合であれば、買主に認められている転売の内容（許容される「処分」に「担保権の設定は含まれるか」⁽⁴⁹⁾、「通常取引の範囲としての「処分」に限定されるか等」、その前提となる売主と買主の関係性⁽⁵⁰⁾、公示手段がない目的物の場合であっても所有権留保を設定する場合に業界において公示の手段が取引慣行として定着し、それを確認することが可能か否か、引渡しの状態（第三者が売主の占有秩序を変更し、自らの元に引渡し等を受けている状態か否か）⁽⁵²⁾⁽⁵³⁾、同業者間の紛争か、すでに倒産手続きが開始されているか等、契約の履行状況や事案の特質を踏まえ総合的に判断することにより、誰を、どの範囲で優先させるべきかについて、合理的な結論を導くことが可能となる。

一審においてすでに示されているが、「占有改定による引渡しをした所有権留保権者は常に動産売買先取特権者に劣後するようでは、動産売買に係る与信取引を急激委縮させてしまう」ことを回避しなければならない。同時に、多様な動産の取引に関与する「第三者」が不測の損害を被らないしくみが必要である。今後は、所有権留保の法律構成ならびに第三者の優劣について、対抗要件の具備の有無だけでなく、前述したような契約の実態を最大限考慮し、保護すべき第三者を保護できる理論的ないし制度的な枠組みを構築することが必要であるとする。

- (1) 平成29年(受)第1124号、民集72巻6号1044頁、裁時1713号3頁、判時2421号17頁、判タ1463号81頁、金判1575号8頁、金判1562号18頁、金法2105号6頁、LLI/DB [ID: L07310053]。最高裁判決の評釈については、印藤弘二「判批」金法2106号4頁、栗澤方智「判批」・銀法839号22頁、田村耕一「判批」広島法科大学院論集15号141頁、同「判批」広島法学42巻3号69頁、秋山靖浩「判批」法教464号119頁〈判例セレクト Monthly/民法〉、小山泰史「判批」論究ジュリスト29号170頁、松尾弘「判批」法セ775号118頁、遠藤元一「判批」金商1572号8頁、和田勝行「判批」金法2121号37頁、松本展幸「判批」ジュリ1538号100頁、堀龍兒「判批」民事判例19—2019年前期(現代民事判例研究秋、2019年)88頁、占部洋之「判批」民商115号5巻33頁、本村健他「判批」商法2212号51頁、田高寛貴「判批」新・判例解説 Watch25号57頁、石口修「判批」判批新・判例解説 Watch24号73頁、同「判批」私法判例リマークス60号(2020年(上)22頁、白石大「判批」金法2096号6頁、古澤拓「判批」金法2099号68頁、池田雅則・私法判例リマークス58号22頁、進士肇「判批」金法2093号4頁、岩川隆剛「判批」ジュリスト臨増1544号48頁、石田剛「判批」判例秘書ジャーナル HJ100076等。
- (2) 高木多喜男『担保物権法〔第4版〕』(有斐閣、2005年)378頁、柚木馨=高木多喜男編『新版注釈民法(9)物権(4)〔改訂版〕』(有斐閣、2015年)737頁[安永正昭]。
- (3) この点に関連して最2小判平成22年6月4日民集64巻4号1107頁(以下、「最判平成22年」とする。)や最1小判平成29年12月7日民集71巻10号1925頁(以下「最判平成29年」とする。)が、自動車の売買代金を建替払いした信販会社が販売会社より収保所有権の移転を受けたが、その旨の登録がなされていない段階で買主が再生手続きを開始した場合は、信販会社は自動車の留保所有権を持って別除権を行使することができなとしたが、具体的な法律構成についてはその立場を明らかにしているとは言えない。
- (4) このような状況に対し、法務省は、担保対象となるものが入れ替わり、量も変動する動産に対し、担保権を設定するための法制化に向けて2019年3月から研究会を立ち上げ、2020年秋に改正を法制審に諮問する予定となっている(2019年9月6日付日経新聞朝刊)、堀内秀晃「新たな動産担保法制への期待」登記情報696頁。ドイツにおける所有権留保の誕生と発展(拡大・拡張)と譲渡担保の関係について、近江幸治『担保制度の研究—権利移転型担保研究序説』(成文堂、1989年)219頁—222頁、安永・前出注(2)432頁、433頁注4等。

- (5) ドイツにおける所有権留保の法的構成の高度化は、譲渡担保の法的構成の高度化との確執関係によるとするのが、近江・前掲注（4）221頁。わが国における所有権留保の問題点について、米倉明『所有権留保の研究 民法研究第一巻』（新青出版、1997年）258頁以下。
- (6) 所有権留保契約は、個別具体的な契約ごとでその目的物やその範囲等が異なるため、一般化することが事実上困難であるとするのが、松本・前出注（1）102頁。
- (7) 注目度の高さは、前出注（1）の評釈の多さからも理解できる。また、本判決において「所有権的構成」を採用することで、倒産手続への影響も大きいとするのが堀・前出注（1）91頁。
- (8) 山野目章夫『物権法〔第5版〕』（日本評論社、2012年）379頁、松岡久和『担保物権法』（日本評論社、2017年）375頁以下（特に「目的物の登録制度の有無や合意内容」が重要とするのが380頁）。所有権留保が判例によって承認されてきた制度であるため、特に、「事案類型の展開に留意した整理」が必要とするのが森田修編『新注釈民法（7）物権（4）』（有斐閣、2019年）617頁〔青木則幸〕。判例についても前出注（3）で紹介する最判平成22年、最判平成29年も所有権留保の法律構成から結論を導き出したものではなく、倒産手続き、破産手続き等の法制度の局面に適合的な結論を導いていると考えられる。
- (9) 「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」
 第3条1項「法人が動産（当該動産につき倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券が作成されているものを除く。以下同じ。）を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該動産について、民法第178条の引渡しがあったものとみなす。」
- (10) 民集72巻6号1064頁、金法2091号82頁。
- (11) 民集72巻6号1077頁、金判1562号26頁。評釈として、白石大「判批」金法2096号6頁、古澤拓「判批」金法2099号68頁、池田雅則・私法判例リマークス58号22頁、田村耕一・広島法学42巻3号69頁、石口修・新・判例解説 Watch24号73頁等。
- (12) 我妻栄『債権各論中巻1』（岩波書店、1957年）318頁。
- (13) 道垣内弘人『担保物権法〔第4版〕（現代民法Ⅲ）』（有斐閣、2017年）367頁、高橋眞『担保物権法』（成文堂、2007年）348頁、松尾弘・古積健三郎『物権・担保物権法〔第二版〕』（弘文堂、2008年）431頁（譲渡担保の法的構成と同様、当事者の実質的利害を物権関係に反映させ、対外的にもそれを貫く担保的構成に否定的立場について413頁－414頁）。
- (14) 担保権的構成に立つ学説として、米倉・前出注（5）378頁、近江幸治『民法講義Ⅲ担保物権〔第三版〕』（成文堂、2020年）339頁。
- (15) 松本・前出注（1）102頁、判時2421号19頁の無記名コメント。
- (16) 前出注（15）判時2421号19頁の無記名コメント。
- (17) 前出注（16）。
- (18) 松本・前出注（1）102頁。
- (19) 学説・判例の整理については、安永・前出注（2）737頁以下、青木・前出注（8）617頁以下、小山泰史「動産譲渡担保」544頁以下参照。その他、高木多喜男『担保物権法〔第

- 4 版] 379 頁 (有斐閣、2005 年)、道垣内・前出注 (13) 365 頁以下、近江・前出注 (14)、松岡・前出注 (8) 375 頁以下、安永正昭『講義物権・担保物権 [第二版]』(有斐閣、2014 年) 430 頁以下。
- (20) 我妻・前出注 (12) 318 頁。
- (21) この立場を「所有権的構成」と称するのが、近江・前出注 (14)、「留保構成」と称するのが、前出注 (15) 判時無記名コメント、松本・前出注 (1)、「物権的期待権説」と称するのが、青木・前出注 (8) 621 頁。
- (22) 前出注 (13)。
- (23) 内田貴『民法Ⅲ [第三版]』(東京大学出版会、2005 年) 544 頁。
- (24) 多数説の立場として、前出注 (13) のほか、田高寛貴「譲渡担保と所有権留保」法教 424 号 87 頁、堀・前出注 (1) 等。なお、「担保権的構成」が現在の判例・通説であるとするのが、近江・前出注 (14) 339 頁。
- (25) 実務がこの立場に立っていることについて、前出注 (1) の評釈の中で、例えば、松本、印幡等。
- (26) 田高寛貴「倒産手続きにおける三者間所有権留保」金法 2053 号 30 頁以下。
- (27) 我妻栄＝有泉亨＝清水誠＝田山輝明『民法コンメンタール [第 6 版]』(日本評論社、2019 年) 695 頁以下。
- (28) 近江・前出注 (14)。
- (29) 青木・前出注 (8) 619 頁。
- (30) 前出注 (14)。
- (31) 担保権的構成に立つ学説として、米倉・前出注 (5) 378 頁は、「買主に目的物の所有権が移転し、直接占有も移され、続いて (時間的にはその直後に)、その所有権に対して売主が抵当権を取得する (設定的取得)」とし、留保売主は、抵当権取得を引渡しや公示をしなくとも第三者に対抗することができるとする「動産抵当権説」に立つ。その他、近江・前出注 (14) 339 頁。
- (32) 取引上商慣習として「ネームプレート」等も公示方法とするのが米倉明『所有権留保の実証的研究』(商事法務研究会、1977 年) 300 頁以下、同・前出注 (5) 384 頁。これに対し、動産の場合、引渡しによる物権変動の公示規定 (176 条) に反するとして、この立場に反するのが、高木・前出注 (2) 381 頁。この立場によれば、留保所有権の設定を物権変動と解し、譲渡担保と同じく、動産の場合は、買主から売主への引渡しの一つである占有改定があれば、第三者への売却による即時取得を防ぐ効用があるとする。
- (33) 分析については、例えば、最高裁判事判例解説平成 22 年度 (上) 376 頁 [山田真紀]。
- (34) 松本・前出注 (1) 102 頁。
- (35) 山田・前出注 (33)。
- (36) 関連する最高裁判決として、東京地判平成 27 年 3 月 4 日判時 2268 号 61 頁、最 1 小判平成 29 年 12 月 7 日 71 卷 10 号 1925 頁がある。この事案は、破産手続きが開始した時点で自動車に信販会社の登録名義の要否が争われ、破産手続き開始時に登録名義が必要であるとする立場が

示された。

- (37) 森田修「方法的総序—所有権留保と在庫担保との関係を素材として」NBL1070号4頁。
 なお、登記、登録の法的性質について、印藤弘二「所有権留保と倒産手続」金法1951号68頁
 では、倒産手続きにおいては、別除権行使のための「権利保護要件としての登録」と理解す
 ることが示されている。
- (38) 近江・前出注（14）343頁。
- (39) 前出注（27）695頁、1210頁参照。
- (40) 売主から買主への売買によって占有改定が擬制されるとする立場として高木・前出注
 （2）381頁。
- (41) 最2小判昭和34年8月7日民集13巻10号1223頁。取引上商慣習として確立しているよう
 な場合の「ネームプレート」等も公示方法とするのが米倉・前出注（32）、同じく近江・前
 出注（14）340頁。
- (42) 最判平成22年6月4日民集64巻4号1107頁では、自動車の売買代金の立替払いをした者
 が、販売会社に留保されていた自動車の所有権の移転を受けたが、購入者に再生手続き開始
 時には所有者として未登録であったため、留保した所有権を別除権として行使することは許
 されないとした事案。留保された所有権の担保的性質を認め、再生手続において別除権とし
 て行使されるが、信販会社のような第三者所有権留保を民事再生の場で主張する場合は、信
 販会社が新たな留保所有権を設定したのと同視し、民事再生法45条の要件を要するとの判断
 を初めてした事案。対抗要件一般を求めるものではなく、登録制度のある動産（自動車）の
 場合、登録が対抗要件となるため、売主が別除権を行使するには登録名義がなければならな
 い（近江・前出注（14）342頁）、したがって、所有権留保一般において、対抗要件不要とす
 る立場を変更するものではない（松岡・前出注（8）380頁）。
- (43) 近江・前出注（14）339頁において、法的構成を形式的に理解せず、担保の実質から考
 えるべきであるとしている。
- (44) 松岡・前出注（8）380頁。
- (45) 堀・前出注（1）。
- (46) 田高・前出注（26）。
- (47) 山本和彦ほか「倒産手続きにおける非典型担保の取扱い」事業再生と債権管理168号18
 頁以下。
- (48) 近江・前出注（14）345頁。
- (49) 仮に、買主が譲渡担保権を設定し、融資を得られ、結果的に一般財産が増加したからと
 いてもそれが、担保目的物との牽連性が留保所有者よりも強い、ということにはならな
 いと考える。
- (50) 自動車のディーラーとサブディーラーとの間に転売授権の場合、ユーザーが代金をサブ
 ティーラーに支払えば、それに応じた所有権を有効に移転できる権限をサブディーラーが得
 ているとするのが最高裁の立場（最2小判昭和50年2月28日民集29巻2号193頁、最2
 小判昭和57年12月17日判時1070号26頁。なお、自動車は即時取得ができないが、ディーラー

が当該自動車の車検手続き、納税手続き、車庫証明手続き等を代行する等、契約の履行に協力している実態があるため、すでに代金完済した買主からの譲受人に所有権留保を主張するのは権利濫用とする構成を採用する。この立場に対し、「買主（サブディーラーの営業の通常の範囲内で転売される場合）にはユーザーが代金完済した場合、所有権は完全にユーザーに移転する、と考え、ユーザーの完済によって所有権留保は当然消滅すると構成すべきとするのが米倉・前出注（5）335頁、近江・前出注（14）342頁。

- (51) 動産譲渡担保を設定する際、金融機関等の実務では所有権留保の存在の有無について入念な調査をしていることについて、白石・前出注（1）14頁引用の注27において遠藤俊英ほか監修『金融機関の法務対策5000講 IV担保編』（金融財政事情研究会、2013年）863頁以下。なお、学説②、③の立場において、対抗要件が必要とされる立場であっても、必ずしも制度化された公示手段に限定するのではなく、留保所有者（売主）に所有権が存在することが認識可能な手段（例えば、ネームプレートや登録台帳）であればよいと解する（安永・前出注（2）745頁、近江・前出注（14）340頁、米倉・前出注（5）384頁等）。
- (52) 判例は、買主から譲渡担保権の設定を受けた第三者との関係について、占有改定による即時取得は成立しないとの立場である（最2小判昭和58年3月18日判時1095号104頁。これに対し、占有改定でも即時取得が成立するとする学説として、松岡・前出注（8）304頁）。実務において、譲渡担保権者は所有権留保の設定の有無や占有改定による引渡しの存在を調査することができる場合が一般的であろう。通常取引関係者であれば所有権留保の存在を認識することができるような事情が譲渡担保権者側にあれば、売主から買主への所有権の移転の有無にかかわらず、譲渡担保権者側に原始取得である即時取得の可能性はない（低い）。少なくとも「善意・無過失」の要件を充足することは困難であろう。
- (53) 留保売主から買主へ占有改定による移転がなされていると解するためには、特別の意思表示がなくとも、黙示の意思表示があったと推認できるような占有実態が必要とする立場もある（森田・前出注（37）10頁）。
- (54) 石田・前出注（1）14頁以下において、留保所有権の公示が制度化されていない現時点では、担保権者間の利益の調整について権利濫用または信義則違反として構成し、自己の権利保護に必要不可欠な範囲を超えて過剰な不利益を後順位担保権者ないしは一般債権者に対する権利主張を制約する手法に合理性があるとするが、今後は、予測可能性に乏しい権利濫用法理を通じた柔軟な総合判断に委ねるよりも、立法論として留保所有権の公示を制度の整備を求め、譲渡担保権者との利益調整については、民法178条の「第三者論」に委ねる、という理論的枠組みを示している。
- (55) なお、所有権留保の対抗要件及び公示制度（所有権留保売主が留保所有権を行使するための対抗要件や公示の在り方についての近々の議論の状況として、「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会資料4「動産・債権等を目的とする担保権についての検討事項（3）」（2020年、商事法務研究会）<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/dou-tanpohousei10> 頁以下がある。